

勤務時間の割り振り変更 あなたの職場ではどうですか？

いま大事なものは「とれた」「とれない」を積み重ねること



超勤縮減にむけ、全滋賀教組が要求してきた「勤務時間の割り振り変更」の拡大が昨秋より試行されています。

最近まで文科省や県教委は、教員の仕事の自発性や特殊性を理由に、超勤の存在すら認めませんでした。ところが、教員の長時間過

密労働が社会問題になり、組合が毎年追及するなか、ようやく県教委は勤務時間把握を始めました。その結果、超勤が数字として可視化され、県教委も看過できなくなったのです。

教員の超過勤務については、定めた法令は給特法や給特条例です。ここでは、「正規の勤務時間の割振り調整を行い、原則として時間外勤務を命じない」とあり、現在超勤を調整する唯一の方向です。

勤務時間におけるコンプライアンス

最近コンプライアンス（法令遵守）が様々な場面で求められています。勤務時間におけるコンプライアンスは給特条例の遵守です。したがって、今後は「割振り変更ができない」＝「法令違反という視点で仕事の見直しに着手する必要がある」となります。

試行中の割り振り変更について、いま大事なことは、

1. 割り振り変更が認められた例（従来からある宿泊行事以外）
 - 県、市町、地域等が主催または学校もしくは教育委員会が主催・共催し、校務として参加する会議および街頭補導等に関する業務
 - ◇ 平日の夜開催の市教委主催の学習会
 - ◇ 市青少年育成市民会議主催、平日夜の輪番制のパトロール
 - ◇ 先方との調整で時間外となった市が行うケース会議
 - 保護者の都合等によりやむを得ず行わなければならない家庭訪問および個人面談等
 - ◇ 学期末の保護者対応
 - ◇ 勤務時間以降の保護者対応
 - 学校評議員、学校運営協議会の会議等に関する業務
 - 報告事例はなし。
 - 職員会議に関する業務
 - ◇ 6時までかかり、会議終了後に割り振り変更の連絡
 - 校外実習に関する業務
 - 報告事例はなし。
 - その他教育長と協議して校長が認める業務
 - ◇ 会議など長引いた場合、各自の都合のいい時に申し出てとれる。
 - ◇ 転入判定会議(5:00～5:30)
 - ◇ 予定されたケース会議
 - ◇ PTA役員会・同窓会役員会、いずれも2時間(高校)
 - ◇ PTAの夜の会議(小学校)
2. 割り振りが認められなかった例
 - ◇ 週休日の街頭補導(勤務日に連続していないとの理由)
 - ◇ 高校の早朝授業(もともと教員のボランティアという位置づけでスタートしているという理由)
 - ◇ PTA業務(校長が渋った・小学校)



東日本震災と福島原発事故からちょうど7年目の3/11(日)、全国各地で集会等が開かれるなか、滋賀でも「大飯原発再稼働反対 原発のない社会へ2018びわこ集会」が膳所公園等で開かれました。

午前中はチェルノブイリや福島原発事故の現場取材しているフォトジャーナリストの広河隆一さんの講演や原発と原発事故をつなぐ映画「太陽が落ちた日」の上映等、午後からは集会とデモを行いました。

集会には米原市長、元愛荘町長が連帯のあいさつを行ったほか、三日市議員、津市議員、大津市長、日野町長からもメッセージが寄せられました。集会参加者は、圧倒的多数の原発ゼロの国民世論によって原発推進勢力を包囲、孤立させ、自治体とも手を取り合っており、大飯原発再稼働を許さず、放射能からびわ湖を守り、子どもたちの命を守る決意を固めました。

「とれた」というだけでなく、「管理職からとれない」と言われた。「割り振ったが実際には多忙で早く帰れなかった」などの事例を出し合うことです。そのことで、仕事の見直しという次の段階が開けてきます。

左の表は現在組合本部で集約している「とれた例・とれなかった例」です。あなたの職場ではどうなのか、ぜひ教えて下さい。

原発のない社会へ 膳所公園に1000人

全滋賀教職員組合
発行人 竹腰宏見
大津市朝日が丘1丁目11-3
教育文化会館
tel (077) 522-4965
fax (077) 522-4978

全滋賀教組 UNITE!

2018年3月20日
教え子を再び戦場に送るな
第26号

「働き方改革」と言いながら、長時間過密労働に拍車をかける新事業が続々 来年度予算での小中学校の県教委事業



退職教員の豊かな経験を活用した学校教育活動支援事業

- ① 小学校教職2年次教員等の指導力向上支援

【概要】

 - 2年次教員がいる学校に2時間×週1回×25週、退職教員を非常勤講師として派遣（5or6校時を参観、放課後指導助言）
 - 目的は、授業改善に向けた実践的な支援／学習計画立案への指導助言／学級経営・集団づくりへの支援／教材研究・作成・準備への支援等
 - 退職教員は単独で学習指導はせず、派遣先の教員とつよに学習指導をする。

【問題点】

 - 2年目の教員は年間の勤務時間のうち、25時間もの放課後を研修という名で拘束されます。放課後の貴重な1時間が学年の先生と話もできず、丸つけもできません。また、毎週授業案の作成に追われるようなことになれば、さらに多忙になります。それは打ち合わせなど学年の運営面にも影響します。さらに、派遣先の学校の担当者には新たな負担になります。
 - 本来、初任者など経験の浅い教員は学校や学年の教師集団の中で、学び成長していくものです。先輩に授業を見せてもらったり、相談に乗ってもらったりしながら育ちます。ところが初任者研が導入されて以降、初任者は多忙を極め、学年より指導教員との関係に目が向く初任者が増えました。今回の事業は、2年目教員を引き続き学年から切り離し、教員としての自立を遅らせる恐れがあるのではないのでしょうか。
 - 退職教員を各学校で探さなければならず、講師不足のなか現場まかせで無責任です。

過労死ラインをこえる教職員が相当数にのぼるなど、教職員の長時間過密労働が社会問題となっています。私たち全滋賀教組は、長時間過密労働が教職員のいのちと健康を脅かすことにとどまらず、このままでは「教育の質」が維持できないことから、「明日の授業準備をしっかりとりたい」「教材研究の時間がほしい」という教職員本来の仕事を取り戻すことを訴え、県教委や地教委に実効ある対策

をとるよう求めてきました。こうしたなか、1月県教委は「学校における働き方改革取組方針」を発表しました。同様のとりくみは、大津市・近江八幡市・東近江市・草津市・愛荘町でも教委主導で始まりました。全滋賀教組は長時間過密労働を改善するポイントは大きく2つあると考えています。第一は教職員定数を改善し、教員の持ち授業数を減らすことです。第二は授業準備や教材研究など教

職員本来の仕事や子どもと関わる時間の確保をいちはばんに、それ以外の業務は県や市町の事業を含めて思い切った見直しをすすめることです。

この方向に、県教委や地教委、そして職場の教職員がベクトルをあわせることで、長時間過密労働は解消に向かうと確信します。

活動支援事業」「学びの質を高める学校改善事業」を新たな事業として盛り込みました。すでに各職場においており、職場では4月からの計画が議論されはじめていますが、新事業の内容は上記の経緯や県教委自ら作成した「学校における働き方改革取組方針」に照らして、明らかに矛盾し逆行するものです。その中身を見ていきましょう。

②児童生徒の補習や発展的な学習へのサポート

【概要】
 ●週4時間×20週を基本に、退職教員を非常勤講師として派遣
 ●例として、土曜授業、長期休業中の補充学習、放課後の補充学習等の支援
 ●退職教員は単独で学習指導はせず、派遣先の教員と一しよに指導する。

【問題点】
 ●土曜授業は問題が多く、現場の不満が噴出しているため、一部の市町でしか実施されていません。県教委はこの事業で土曜事業を推進し、拡大しようとしています。
 ●「派遣先の教員と一しよに指導する」なら、放課後や長期休業中の補充学習は現場に新たな仕事を増やすこととなります。

専科指導で持ち授業時間を減らす

そのうえで、「教職員定数を改善し、教員の持ち授業数を減らす」という長時間過密労働解消の第一のポイントに照らせば、小学校では定数外での短時間再任用や県費単独予算での非常勤講師採用を増やして専科指導にあてるなど、現場教員の持ち授業数を軽減する方向にすべきです。若い教員へは押しつけ的な指導ではなく、学年集団からの援助を基本に、退職教員が行う授業や子どもとの関わりなどを通して、自ら学ぶこ



とができる環境をつくることです。

補充学習は社会教育

また、「県や市町の事業を含めた思い切った見直し」という第二のポイントに照らせば、補充学習等に退職教員の力を借りる場合は、学校教育に限定する必要はありません。現在放課後や長期休業中の補充授業や土曜授業を行っている学校を含めて、「子ども食堂」のとりくみのように、地域の公民館をつかっての補充学習など、社会教育として実施する方向を検討すべきです。人員増は必要ですが、現場の負担軽減につながらず、逆に負担を増やす事業は百害あって一利無しです。

学びの質を高める学校改善事業

【概要】
 ●新学習指導要領実施にむけ、教員の指導力向上で、授業の質を高め、学校・家庭・地域が一体となって、子どもの学びの質を高めることが目的。
 ●18年度は小学校8校、中学校2校を研究指定。
 ●小学校は5年生を対象に、4月と12月の2回、ベネッセの総合学力調査(国語と算数)を実施、結果・分析はベネッセに委託。結果をもとにベネッセの学習ドリルや単元テストを用いて、個々の児童に合わせて指導を改善。
 ●研究授業、公開授業、講師招聘、先進校派遣等を実施
 ●県・新たな学びプロジェクト連絡協議会として、4月「学校改善事業連絡協議会」、8月「学びの変革セミナー」、11月「学ぶ力実践交流フォーラム」を実施

【問題点】
 ●小学校では5年生を対象としていることから、明らかに全国学テ対策です。研究指定として始め、今後拡大されていけば、今以上に子どもと学校を競争に追いつたてることにつながります。
 ●民間教育機関との連携と言いつながら、ベネッセが総合学力調査も学習ドリルも単元テストも独占しています。税金を使って独占的利益を与えることになる以上、どのような経緯でベネッセになったのか、県民の理解が得られるよう説明すべきです。
 ●研究指定を受けた学校では、国語と算数の副教材(ドリル等)は必然的にベネッセになってしまい、学校や教職員が子どもに合った教材を選ぶ自由を奪うという意味でも大きな問題です。
 ●従来の学テ対策が続くなか、研究指定校の多忙化は想像に難くありません。

研究指定と言いつながら、
 新年度の「学テ対策」?
 これでいいの? テストも
 ドリルもベネッセが独占!

全滋賀教組はこう考えます!



子どもたちへしっかりと学力の保障を願わない教員はいません。私たち全滋賀教組も同じです。しかし、現在県教委が行っている学力向上策は、全国学テという物差しでの学力向上です。それは、安倍政権が指向する「競争する国」や財界が要請するグローバル人材を養成するための学力政策です。こうした学力政策が学校教育に大きな弊害をもたらしていることを、私たちはこれまでから指摘してきました。

学力II全国学テではない

そもそも、子どもたちの教育に直接責任をもつのは学校と教員であり、子どもたちの学力や課題の把握などは、日々の教育の営みの中で行われるものです。子どもたちの姿を出発点に

全滋賀教組はこう考えます!



県教委は働き方改革を本気で実行する気があるのか

また、ベネッセという教育産業に学力調査から評価教材まですべて丸投げしてしまうのが公教育の正しい姿でしょうか。「公教育のプライドを投げ捨てるのか」という声があがるのも当然です。

教育産業へ丸投げ、公教育のプライドはどこへ

これまで全滋賀教組は、全国学テ当日の解答用紙コピーや自校採点の強要、学び確認テストの押しつけなど、県教委による「学テ対策」を厳しく批判してきましたが、今回の事業は研究指定とはいえ、全く無反省といわざるを得ません。



この事業は「県や市町の事業を含めて思い切った見直し」という全滋賀教組が示す長時間過密労働解消のポイントに照らしても、絶対に看過できないものです。県教委は「働き方改革取組方針」で「県教育委員会および市町教育委員会ならびに学校が働き方改革を進めるにあたって、同じ方向性で取り組んでいくために共有するものであり、県教育委員会として県立学校や市町教育委員会への支援の方向性を示すものです」と述べています。なぜこのような事業が当事者の県教委から突然提案されるのか全く理解できません。働き方改革は口先だけで、現場まかせなのでしょいか。

全滋賀教組は、「学びの質を高める学校改善事業」の撤回を求めます。

参加者が多く元気が出た! 高教組が定期大会(3/10)

滋賀高教組は3月10日、近江八幡市内で第79回定期大会を開催しました。今年度は、大会議長が分会代表者会議議長を兼ねる方法で、定期大会と分会代表者会議を一体的に運営しました。討論では、9条改憲阻止3000万署名を巡るでの発言の後、職場の仲間や生徒に憲法論議を進めていく上で、押さえておくべき視点についての討論が続きました。また、組合員拡大についての発言も3つの分会から出されました。

全滋賀教組結成に伴い、高教組定期大会の代議員は各ブロックから2名程度の選出となり、全分会から選出されることはなくなりました。このため、全分会からの発言によって討論をす

滋賀教青年部「ウルルン平和ツアー」(3/4・5)に39人が参加



毎年恒例の「ウルルン平和ツアー」。今年のテーマは「貧困」。一日目は大阪(釜ヶ崎)で、生田武志さん(野宿者ネットワーク)と一緒に街を歩きました。障害者・女性・若者の野宿者が増える背景に安定した仕事がない、奨学金返済に困窮、DVで帰る場所がないなど「自己責任」でうまくいかない社会の現実が数多くあることを知りました。

二日目は障害者の母でもある播本裕子さん(大阪障害児者を守る会)の話が聞きました。「自助・共助」が迫られ「社会」に頼ることが、いけない事のように受け止められる風潮の中で、「もっとお母ちゃん達の話

を聞いてほしい」というメッセージに教師としてのありかたを考えさせられました。参加者からは「野宿者になりやすいケースが生徒に当てはまりドキッ」「制度のこと知らないし後回しにしていたけど、もっと保護者と話したい」「一人ひとりが大切にされる社会や憲法を守っていかないと」など思いが語られました。